

美里町農業集落排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 美里町

事 業 名 : 農業集落排水処理事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

本町の農業集落排水処理事業は、主に本町中部から南部に至る農村部において実施しており、平成7年度に十条処理区、小栗処理区、平成9年度に広木処理区、平成10年度に沼上処理区、円良田処理区、平成16年度に駒衣処理区、平成23年度には南部中央処理区が供用開始し、7処理区すべてで整備が完了している。これらの施設は供用開始から7～23年が経過しており、処理施設の老朽化対策が必要となる時期にさしかかっている。

施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 十条処理区 (23年) 平成7年度 小栗処理区 (23年) 平成9年度 広木処理区 (21年) 平成10年度 沼上処理区 (20年) 平成10年度 円良田処理区 (20年) 平成16年度 駒衣処理区 (14年) 平成23年度 南部中央処理区 (7年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	19.44人/ha(平成29年4月1日)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	7処理区		
処理場数	7施設		
広域化・共同化・最適化 実施状況 ^{*1}	<p>十条・沼上処理区については既に機能診断を実施済みであり、公共下水道接続へ向けて関係各所と協議を進めています。残り5処理区(小栗・広木・円良田・駒衣・南部中央)については平成29年度より農業集落排水処理施設最適整備構想の策定に係る機能診断業務に着手しています。</p> <p>美里町の農業集落排水処理事業は、半数以上の処理区が供用開始から20年を経過しており老朽化が著しく、維持管理費、修繕費もかさむため今後は維持管理費の削減など経営改善を行いつつ、処理区の統合や施設の機能強化、省エネルギー化を段階的に行い効率的で経済的な事業運営を目指します。</p>		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、他の事業との統廃合、公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金と人数割額により算定しており、人数については毎年3月1日及び9月1日現在の住民基本台帳による人数を基に算定しています。 【使用料】(月額税別) 一般家庭・事務所等 基本料金1,943円 人数割額:家族486円 従業員239円 飲食業・理容業 基本料金3,886円 人数割額:家族486円 従業員239円		
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金は飲食業と理容業のみ区分し、人数割額は家族従業員及び、一般従業員としています。 工場や事業所については、工場排水の受け入れは行わず、トイレ排水が主となるので人数割額は従業員料金としています。		
その他の使用料体系の概要・考え方	寮や集合住宅(アパート)については、部屋にトイレ・台所・風呂が設置してある場合は各部屋ごとに基本料金を徴収。共同の場合は1世帯として徴収しています。 学校や保育所については、主に処理区域内の住民が多いため、家庭との重複を避ける理由から、職員のみ人数で算定しています。		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) 過去3年度分を記載	平成26年度 3,673円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) 過去3年度分を記載	平成26年度 2,958円
	平成27年度 3,673円		平成27年度 2,951円
	平成28年度 3,673円		平成28年度 3,015円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。(3人世帯で算定)

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

組織

職員数	平成23年度まで4人体制、7処理区の整備が終わった平成24年度・平成25年度は3人体制、平成26年度からは、現在の2人体制となっています。
事業運営組織	美里町農業集落排水処理事業特別会計を設置し、建設水道課上下水道係において農業集落排水処理事業を運営しています。 公営企業法非適用のため、一般会計と同様の給与体系としています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設維持管理業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	導入していません。
	ウ PPP・PFI	導入していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	導入していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	導入していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり

2. 経営の基本方針

- ・公共用水域の水質保全
計画的な施設維持管理の実施により、農村部の生活環境の向上、農業用水の水質保全に努めます。
- ・水洗化率の向上、財源確保
少子高齢化や人口減少等厳しい社会情勢にあるなかで、主たる財源である使用料収入の確保のため、水洗化率向上に努めるとともに、未収金対策による収納率の向上に努めます。
- ・持続可能なサービスの提供
農業集落排水処理施設のストックマネジメントを実践するための最適整備構想を策定し、修繕・改築計画の平準化等を計画的に推進し、財政負担の低減を図り、持続可能で安定的なサービスを提供していきます。
- ・経営基盤の強化
経営感覚をもった人材育成のため、各種の講習会、研修会へ積極的に職員が参加し、経営基盤の強化に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明
収支計画のうち投資についての説明

- ・投資の目標に関する事項
美里町の農業集落排水処理事業は、全ての地区で整備が完了していることになるため、新規整備にかかる建設改良費は計上しておりません。
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
現時点では、大規模な更新は見込まず、既存施設の維持管理及び修繕を見込むものとします。
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項
現時点では、最適整備構想未策定のため統合と大規模改修に必要な経費は見込まず、既存施設の維持管理及び修繕を見込むものとします。
- ・投資の平準化に関する事項
最適整備構想策定後、各施設の劣化状況による優先度を把握した段階で、工事費の平準化や長寿命化の効率的な改修計画を策定し実施していきます。

収支計画のうち財源についての説明

- ・財源の目標に関する事項
美里町も少子高齢化に伴う自然減により人口減少が続いています。しかし、近年は人口が減少する反面世帯数が増えている傾向にあり、新規受益者の増加も続いていることや、供用開始率が平成30年2月現在72.3%であり、今後も伸びが見込まれるため今後10年は現在の水準を維持できると見込みます。
- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
使用料については、現在基本料金と人数割額により算定していますが、料金算定の効率化に向けて水道使用量による従量制に移行することを検討中です。現在のところ実施時期は未定のため見込みません。
- ・企業債に関する事項
現時点では、最適整備構想未策定のため見込みません。

収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>・職員給与費に関する事項 これ以上の人員削減は困難なため、現状の水準で算定しています。</p> <p>・動力費に関する事項 平成27年度に、駒衣処理区で省エネ機器の導入や新電力への切り替えを行いました。電気料金の値上げが続いているため、直近の平成29年度見込みを基に処理水量年2%の増加を見込み算定しています。</p> <p>・薬品費に関する事項 処理水量年2%の増加を見込み算定しています。</p> <p>・修繕費に関する事項 耐用年数を過ぎた機器が多数あるため、効率的な改修計画を策定し実施します。現在は最適整備構想未策定のため、暫定的な改修計画を平準化し算定しています。</p> <p>・委託費に関する事項 現在の委託料と同額で算定しています。</p>	
投資の平準化に関する事項	最適整備構想策定後、各施設の劣化状況による優先度を把握した段階で、工事費の平準化や長寿命化の効率的な改修計画を策定し実施していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	未検討
その他の取組	未検討

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成30年度に最適整備構想策定をします。
投資の平準化に関する事項	平成30年度に最適整備構想策定をします。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	未検討
その他の取組	未検討

今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、現在基本料金と人数割額により算定していますが、半年ごとの人数算定事務や事業所等の従業員人数調査事務の効率化のため水道使用水量による従量制に移行することを検討中です。現在のところ実施時期は未定のため見込んでいません。
資産活用による収入増加の取組について	未検討
その他の取組	未検討

投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	未検討
職員給与費に関する事項	町民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員でサービスの提供が行なえるように、適切な人員管理を継続していきます。
動力費に関する事項	新電力の積極的活用や、機器の修繕・更新時に高効率・省電力型の機器を導入し電気代の削減に取り組みます。
薬品費に関する事項	処理水質に影響を与えないように、品質とコストのバランスの良い製品の情報収集に努め、積極的に活用していきます。
修繕費に関する事項	耐用年数を過ぎた機器が多数あるため、最適整備構想策定後、効率的な改修計画を策定し実施していきます。
委託費に関する事項	処理水質に影響を与えないように、実績と経験に優れた業者の指名競争入札を行ないます。
その他の取組	未検討

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略の更新については、毎年度の検証のほか、3～4年毎の見直しを行います。平成30年度の最適整備構想の内容を踏まえ、各施設の長寿命化や更新費用の平準化、処理区の統合等の計画を定めた段階で、改めて投資、財源等の試算を行い、適宜見直しを図ります。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %):千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	2,460	3,041	5,369	765	904	4,193	902	532	739	2,115	545	1,502	5,004
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	7,101	9,561	12,602	7,233	6,468	5,564	1,371	469	1,001	1,740	3,855	4,400	5,902
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	9,561	12,602	7,233	6,468	5,564	1,371	469	1,001	1,740	3,855	4,400	5,902	898
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)	9,561	12,602	7,233	6,468	5,564	1,371	469	1,001	1,740	3,855	4,400	5,902	898
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	56.1	51.4	48.0	46.9	44.5	42.7	43.2	42.6	43.3	44.9	47.6	49.4	52.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	55,282	56,474	57,846	59,003	60,183	61,387	62,614	63,867	65,144	66,447	67,776	69,131	70,514
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V) × 100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)	1,813,307	1,697,704	1,576,985	1,451,617	1,322,707	1,190,353	1,057,380	925,394	800,019	682,998	580,896	485,679	407,137

他会計繰入金

(単位:千円) 単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支分	67,048	62,698	58,591	52,587	43,964	40,520	39,002	33,519	30,199	27,141	24,635	22,490	20,678
うち基準内繰入金	44,684	41,721	38,623	35,397	32,057	28,613	25,095	21,613	18,292	15,234	12,728	10,583	8,772
うち基準外繰入金	22,364	20,977	19,968	17,190	11,907	11,907	13,907	11,906	11,907	11,907	11,907	11,907	11,906
資本的収支分	112,173	121,468	122,227	130,878	138,065	141,509	140,129	141,142	134,531	126,176	111,257	104,372	87,697
うち基準内繰入金	53,870	59,130	58,669	62,821	66,271	67,924	67,262	67,748	64,575	60,564	53,403	50,098	42,095
うち基準外繰入金	58,303	62,338	63,558	68,057	71,794	73,585	72,867	73,394	69,956	65,612	57,854	54,274	45,602
合 計	179,221	184,166	180,818	183,465	182,029	182,029	179,131	174,661	164,730	153,317	135,892	126,862	108,375